

事務連絡
令和 8 年 4 月 1 日

市内障害福祉サービス等事業者 管理者

奈良市福祉部障がい福祉課長
(公 印 省 略)

令和 8 年度福祉・介護職員等処遇改善加算等の算定に係る届出書について

平素は本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。
さて、福祉・介護職員等処遇改善加算等の算定に係る届出書類の提出について、以下に示すとおり書類の提出等のご対応をお願いいたします。

記

1. 対象事業所

奈良市内に所在する指定障害福祉サービス等事業所

※相談サービス（地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援）については、令和 8 年 6 月以降算定可能

2. 提出書類

【障害福祉サービス事業所】

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 ※ 1
- ・介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表 ※ 1
- ・福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書 ※ 2

【障害児通所支援事業所】

- ・障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出 ※ 1
- ・障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※ 1
- ・福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書 ※ 2

※ 1 : 4 月又は 5 月に処遇改善加算を算定し、6 月以降にも継続して算定される場合には、4 月算定分、6 月算定分の 2 枚必要

※ 2 : 令和 8 年 6 月以降も処遇改善を算定する場合は、様式 2-3 を併せて提出してください。

3. 提出期限及び提出方法

郵送にて、**令和 8 年 4 月 15 日（水）** ※当日消印有効

郵送先：〒630-8580 奈良県奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市障がい福祉課指定係

(封筒に「令和8年度 処遇改善計画書等在中」等の記載をお願いします。)

4. 留意事項

- ・本市に、障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境等改善事業に係る申請を提出いただきましても受理できません。誤って本市に送付又は持参された当該申請については、申請者に連絡のうえ当課で破棄する取扱いとしますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。
- ・令和8年6月以降算定分については特例が無く、通常通りの期日での提出です。
- ・上記提出期限までに提出が無い場合は、算定開始月が1か月単位で遅れることとなります。
- ・上記提出期限までに書類の提出があった場合においても、提出書類が不足している等の場合は受付できません。
- ・年度末、年度当初には特に問合せが増加することから、お問合せいただいても当日中の応答ができません場合があります。本件加算に関して疑問点等がある場合は、**【厚生労働省相談窓口】電話番号：050-3733-0230**にお問合せいただくか、以下の担当係宛に質問票にてご質問いただきますようご協力をお願いいたします。

【担当】

奈良市障がい福祉課 指定係

(事業者質問用) MAIL : jigyouqa@city.nara.lg.jp